

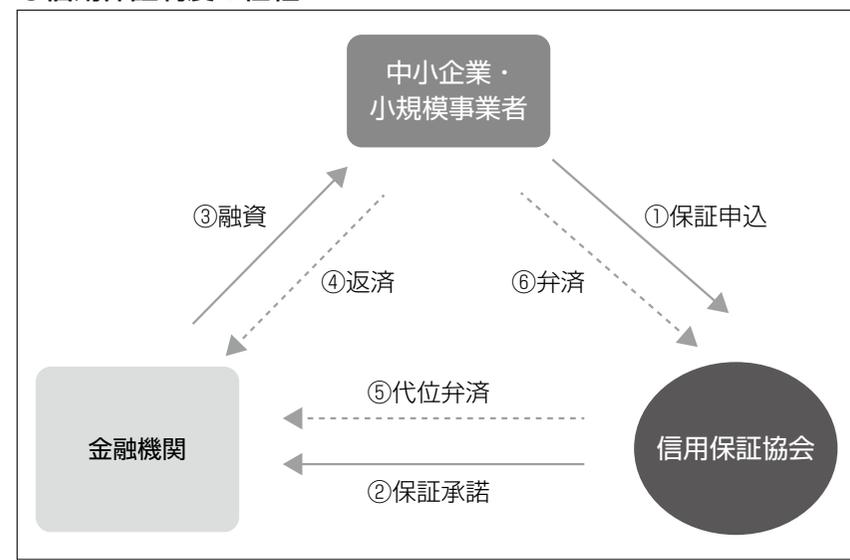
〈Q & A で学ぶ〉

# 信用保証協会の役割 & 経営支援のポイント

増税や暖冬、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響で中小企業への打撃が深刻化しています。本特別企画では、公的金融機関である信用保証協会の役割や民間金融機関との関係、また協会が目下行っている経営支援について解説します。

南川 善光

## ●信用保証制度の仕組み



※一般社団法人全国信用保証協会連合会ホームページ資料を元に作成

何らかの事情で事業者が返済できなくなった場合には、事業者に代わって信用保証協会が金融機関に弁済します（これを代位弁済という）。これにより信用保証協会は事業者に対して求償権（債権の弁済を請求する権利）を取得しますので、代位弁済以降について、事業者は金融機関ではなく信用保証協会へ返済を続けることとなります。信用保証協会が行った保証については中小企業信用保証法に基づいて、すべて日本政策金融公庫が保険によりカバーしています。これが前述した信用保証制度

## 1 信用保証協会とは何？ どんなことを 行っている団体なの？



信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。47都道府県と4市（横浜市・川崎市・名古屋市・岐阜市）にあり、事業者の資金調達をサポートをしています。中小企業・小規模事業者は、一般的に自己資本など財務面が脆弱であることが多く、資本市場などへのアクセスが限られていることが少なくありません。そのため、資金調達手段として金融機関の借入への依存度が高いうえに、十分な担保を持たないなど信用力も劣位にあることから、資金調達に問題を抱えていることが多くみられます。

このため各地の信用保証協会が、事業者が行う民間金融機関からの借入れに対して保証を行うことによって、この信用保証制度と信用保険制度が連結した仕組みを「信用補完制度」といい、中小企業の金融の円滑化を支援しているのです。

**業種ごとに利用基準がある**

信用保証協会の保証は、中小企業信用保険法に定める中小企業が対象となっており、資本金または常時使用する従業員のいずれかが基準に該当していれば利用可能とされています。基準は業種ごとに定められており、例えば製造業は「資本金3億円以下または常時使用する従業員が300人以下」、卸売業は「資本金1億円以下または常時使用する従業員が100人以下」となっています。

全国信用保証協会連合会によると、中小企業・小規模事業者は全国で358万社あり、日本全体の企業の99・7%を占めています。そのうちの35・2%、126万社（うち9割を従業員が20名以下の小規模企業が占める）が信用保証

とによって、中小事業者の資金調達の円滑化に貢献しています。この信用保証協会による「信用保証制度」は、日本政策金融公庫による「信用保険制度」に支えられることで成り立っています。信用保証制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の3者が当事者となって利用されます（図表）。流れとしてはまず、事業者が信用保証協会へ直接、または融資を申し込んだ金融機関を通じて保証の申込みを行います。

信用保証協会はその事業者の事業内容や信用調査・審査を行い、保証の可否を金融機関に通知します。金融機関は信用保証協会から信用保証書の交付を受けて融資を実行し、事業者は定められた返済条件に従って金融機関に借入金を返済します。

協会を利用しており、公的金融機関の中でも特に利用が多いのが特徴の1つです。保証限度額は、中小企業信用保険における普通保険の限度額2億円と無担保保険の8000万円を合わせた2億8000万円（「一般保証」）です。これとは別に、中小企業信用保険法の特例措置に基づき各種政策目的により創設された、2億8000万円を限度とする「別枠保証」が設けられています。

さらに、2018年4月からは「危機関連保証」として2億8000万円が追加されました。なお、信用保証協会からの債務保証を利用して融資を受けた債務者（法人の場合は代表権を有する連帯保証人）が、その債務を全額返済しないうちに死亡もしくは所定の高度障害等の不測の事態に陥った場合、「保証協会団信」に入入していれば、生命保険会社から受け取る保険金をもとに、全国信用保証協会連合会が金融機関の債務を弁済します。